

山形県商工業振興資金のご案内

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある 中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の 限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考 ◎H24.4月～改正
地域活力 強化資金	①新分野進出を行う方 ②「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方、「経営革新」の承認、「新連携」の認定、「地域資源活用事業」の認定、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方、「やまがた地域産業応援基金」又は「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方、「中心市街地活性化基本計画」又は「商店街活性化事業計画」に掲げる事業を行う方 ③試験研究や新商品の開発を行う方 ④事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を承継しようとする方	1.5%	2億円 (8千万円)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県	☆【震災・円高対策】各号の要件に加え、新たに2名以上(従業員は20名以下)の企業については「1名以上」)常用雇用される方は金利を優遇(△0.2%)
産業活性化 支援資金	①新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 技術力・生産性の向上を図る、集客力を高めるための設備投資を行う方 ③山形セレクションの生産・販売を行う方、有機EL製品の生産設備を導入する方、男女いきいき・子育て応援宣言企業の登録を受けた取組みを実施する方、加齢や障がいに伴う困難等を補うため設備を導入する方、福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たすように事業用建築物を改修する方、建築士の耐震診断を受けて耐震改修を行う方、やまがた子育て応援パスポート事業の協賛企業として登録を受けた取組みを実施する方、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金(食品製造業者)を受けて事業を行う方 ④自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方、再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方	①1.8% ③1.6% ④1.5%	1億5千万円 (5千万円)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県	上記☆に同じ ◎再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方を対象に追加
開業支援 資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	①1.6% ②2.1%	①5千万円 ②1千万円	①設 15年(3年) ②設 10年(3年) ①②運 7年(2年)	開業先の 商工会、 商工会議所	
観光振興 資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備資金のみ)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県	上記☆に同じ
産業立地 促進資金 (県外企業・ 大企業でも 利用可能)	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して大規模に立地した方であって増設・増築を行う方	0.9%	20億円	15年(3年)	県 立地予定先 の市町村	立地先市町村の認定 も必要
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.8%	3億円 (5千万円)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県	上記☆に同じ
小規模 企業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の小規模企業者 ①県特…原則として無担保 ②特別小口…無担保・無保証人 ③小口零細…保証付き融資残高が1,250万円以下の方 (原則として無担保)	①2.1% ①②2.0%	①2千万円、 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む		信用保証協会	